

第208回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年8月23日（火）10：03～10：14
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

平成23年8月23日8時現在、最小値が只見町役場の $0.06\mu\text{Sv/h}$ 、最大値が飯舘村長泥コミュニティセンターの $8.45\mu\text{Sv/h}$ となっており、概ね横ばい又は減少傾向を示している。

（2）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 8月22日の相談55件で、前日より51件増加した。
- ・ 福島県産モモについては、新発売キャンペーンや報道の影響で、県外の方から県産モモを購入したいとの問い合わせが7件あった。
- ・ また、出荷する適期を過ぎた肉用牛の買い上げ事業について、先週農家に案内を配付したことにもなって、買い上げ事業の内容の問い合わせが21件寄せられている。

（3）「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

病院局長：別紙資料により説明

- ・ 8月22日の相談は30件で、避難区域外からの自主避難の要望に加えて、避難しなくてもできない方からの損害の要望相談が増えてきた。

（4）総務省支援「福島県マルシェ（第2弾）」について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 「がんばろう福島」の取組に総務省からの応援のひとつとして、明日8月24日（水）11:30～13:30総務省内で開催される。当日は片山総務大臣も来場し、ミスピーチ、ふくしまハッピー隊、内堀副知事も参加して、県産農産物の販売PRと観光PRが行われる。

（5）観光有料道路3ライン無料開放後の通行台数について

観光交流局長：別紙資料により説明

- ・ 7月16日の無料開放後1か月間で、85,578台の通行があった。昨年度実績に対し33,765台、165.2%の増である。周辺のコンビニ等も売り上げ増と聞いている。
ただ、団体客が利用する観光バス等大型車の通行が少ないので、今後無料観光道路を組み合わせたツアーの企画やサービスエリア・道の駅でのPRなどを秋本番に向けて考えていきたい。

松本副知事：

- ・ 観光有料道路の無料化で利用台数は増えているが、周辺の観光地にお客さんが来られたかという、なかなか厳しい。裏磐梯では合宿関係のキャンセルがあるなど厳しい声を聞いている。今後観光有料道路の無料化をてこにして、秋口に向けてしっかり取り組んでいきたいのでよろしくお願いします。

(6) 東京都の被災地応援ツアーについて

東京都：

- ・ 東京都では被災地応援ツアーを事業化した。

福島・岩手・宮城等を対象として、9月1日から来年2月までの間、都内の旅行者企画のツアーに申込んだ方に、一人1泊3,000円で2泊までの旅行代金割引をする。延べ50,000泊の事業規模を予定している。

この事業で多くの都民が観光で福島県をおとずれ、戻ってから福島県のよさをPRすることによって、少しでも福島県を応援できればと願っている。

松本副知事：

- ・ ありがとうございます。

こうした取り組みをしっかりと受け止めて、お客さまの利用しやすいようなセールス、プロモーションを展開していくようにお願いします。

※ 明日8月24日（水）の本部員会議は、午前10時から開催する。

第209回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年8月24日（水）10：09～10：22
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

- ・ 平成23年8月24日8時現在、最小値が南会津合同庁舎、下郷町役場の $0.07\mu\text{Sv/h}$ 、最大値が飯舘村長泥コミュニティセンターの $8.68\mu\text{Sv/h}$ となっており、概ね横ばい又は減少傾向を示している。

（2）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 8月23日の相談は29件で、前日より26件減少。
- ・ 内容は、肉用牛関係が8件。その他、野生キノコの放射線量測定の予定・結果に関するもの、農家経営安定資金に関するもの、秋冬物の野菜の作付けに関するものなど。

（3）「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

病院局長：別紙資料により説明

- ・ 8月23日の相談は26件。
- ・ 東京電力による損害賠償の本払いについては、9月から受付を開始し、10月から支払い開始となる予定と説明している。
- ・ 警戒区域内との取引が停止したことによる給与減収については、風評被害と認められれば損害賠償の対象になると説明している。

（4）米の放射性物質調査及び稲わらの取扱いの周知について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 早期出荷米については、明日25日に最初の調査が実施される。その他一般の23年産米については、9月上旬頃から調査開始となる見込みである。
- ・ 米の出荷及び稲わらの取扱いについて稲作農家へ周知徹底を図るため、別紙チラシを全農家に配付する。
- ・ 23年産米（早期出荷米を除く。）については、市町村毎の検査が全て完了した時点で県が出荷販売が可能か判断し、市町村毎に通知する。農家の皆様には、県からお知らせがあるまで出荷や販売、譲渡、贈答をしないようお願いしたい。
- ・ 暫定規制値を超えた場合は、旧市町村区域（昭和25年時点）毎に出荷が制限され、廃棄処分となる。
- ・ また、収穫時の注意事項として、放射性物質の付着を防ぐために農機具等をよく掃除したり、もみに土が混じらないよう注意をお願いしたい。

- ・ 次に、原発事故（3月11日）以降に収集した22年産以前の稲わらについては、利用・販売等は控えるとともに、保管に十分注意をお願いしたい。稲わらの処分方法はまだ決まっていないため、決まり次第お知らせしたい。
- ・ 該当する稲わらを保管している場合、又は原発事故前に収集した稲わらでも保管に不安がある方は、農林事務所へ連絡をお願いしたい。
- ・ 原発事故（3月11日）以前に収集し屋内保管していた稲わらについては、堆肥としてほ場にすき込むことは構わないが、牛の餌として販売するような場合の対応については、後日お知らせをしたい。
- ・ 23年産稲わらについては、収穫した水田にすき込むことが可能である。それ以外の取扱いについては決まり次第お知らせしたい。
- ・ 全農等を通じて米を出荷している農家へは周知が行き届くと思われるが、個人で販売・贈答する農家も多い。そのため趣旨を徹底させる意味で約10万戸の全稲作農家へ直接チラシを郵送することとした。
- ・ 一般の米の場合は収穫前（「予備調査」）と収穫後（「本調査」）の2回調査が行われるが、早期出荷米の場合は予めほ場を指定し、その全てについて検査する（調査は1回）。

知 事

- ・ 農家への周知方法はチラシの郵送のみか？

農林水産部長

- ・ 農林事務所が各市町村やJA等を巡回したり、農家の皆様への説明会を開催したりもする予定。

知 事

- ・ 農家の皆さんには説明会へ来てもらうだけか？

農林水産部長

- ・ 農家へも巡回するようにしたい。

(5) 一般住宅における放射線量低減対策モデル事業について

生活環境部長：別紙資料により説明

- ・ 県では、一般住宅及び公共施設の除染に係る国のガイドラインを補完する手引きを作成する予定としており、データを得るためのモデル事業を実施するもの。
- ・ 明日、明後日にかけて個人宅3箇所、集会場1箇所で除染を実施し、その効果を手引きに活かしたい。

松本副知事

- ・ 県では、除染実施のための手引き（「生活空間における放射線量低減化対策に係る手引き」平成23年7月15日）を既にお示ししているところであるが、よりきめ細かなマニュアルを作ることとし、マニュアルを作るためのモデル事業を実施するものである。

知 事

- ・ 現行の手引きと異なる点は何か？

生活環境部長

- ・ 現行の手引きは通学路・側溝等の除染方法を記載したものであったが、今回作成する手引きには、一般住宅や公共施設周辺を中心とし、特に屋根の除染方法を入れるなどを考えている。

※ 明日8月25日（木）は本部員会議を休会し、次回は明後日26日（金）午前10時から開催する。

第210回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年8月26日（金）10：12～10：31
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

- ・ 平成23年8月26日8時現在、最小値が下郷町役場、只見町役場の $0.07\mu\text{Sv/h}$ 、最大値が飯舘村長泥コミュニティセンターの $8.68\mu\text{Sv/h}$ となっており、概ね横ばい又は減少傾向を示している。

（2）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 8月25日の相談は21件で、前日より2件増加。
- ・ 内容は、農家経営安定資金など資金の融通に関する相談、及び肉用牛の買い上げに関する相談が複数件寄せられた。
- ・ その他、稲わらの取扱い方法や収穫した農産物の摂取や作付けの可否を尋ねる相談が寄せられた。

（3）「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

生活環境部参事：別紙資料により説明

- ・ 8月25日の相談は26件。
- ・ 福島市で詳細調査を実施している関係で、福島市内の方からの問い合わせが比較的多かった。
- ・ 自主避難や風評被害による損害賠償請求をしたいのだが書類の書き方はどのようにすれば良いのか、といった問い合わせが若干増えてきている。

（4）7月末の新潟福島豪雨に伴う農家経営安定化資金の融通について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 豪雨被害により被害を受けた農家の経営を支援するため、「平成23年7月新潟・福島豪雨災害資金」を新たに創設した。
- ・ 地震災害により5億円の融資枠があったが、そのうち2億円を活用し、既存の融資枠のなかで対応する。
- ・ 貸付対象者は、豪雨災害により被害を受けている農業者等。
- ・ 貸付限度額は500万円。
- ・ 貸付利率は、農協においては無利子、その他の市中金融機関においては1.2%以内。
- ・ 償還期間は、10年以内（うち据置3年以内）。
- ・ 無担保・無保証人で、0.29%の保証料率で融資を受けることが可能。

- ・ 取扱期間は、平成24年3月末まで。
- ・ 9月1日以降、準備の整った金融機関から申込み受付を開始する。

(5) 環境放射能モニタリング詳細調査(二本松市)計画について

生活環境部長：別紙資料により説明

- ・ 二本松市において自動車走行サーベイを実施した結果、比較的高い線量が計測された地域について、市町村からの要請に基づき調査を実施する。
- ・ 調査地点数は全体で445地点で、庭先と玄関先において50cmと1mの高さで線量の測定を行う。
- ・ 8月30日、31日にかけて調査を実施し、速やかに結果を公表したい。

(6) 義援物資の今後の受入について

生活環境部長：別紙資料により説明

- ・ 東日本大震災の発生以来、民間企業や国・自治体から相当程度の義援物資をご提供いただいた。
- ・ 本県では、8月末をもって大部分の避難所を閉鎖することから、義援物資の新規受け入れを停止させていただきたい。
- ・ 現在受け入れている義援物資については、避難所への配送や仮設住宅等への入居の際にお渡しするなどしてしっかり配分していきたい。

(7) 除染推進に向けた基本的考え方について

経済産業省審議官：別紙資料により説明

- ・ 本日の午前7時から原子力災害対策本部・復興対策本部・緊急対策本部合同会議を開催し、除染に関する基本方針が了承されたので内容をご説明したい。
- ・ 放射性物質による汚染を解消し元の生活を取り戻すためには、除染が最優先の課題と認識している。本日は了承された除染に関する基本方針は、国として除染を今後どのようにすすめていくかを整理したものである。
- ・ 資料3ページ目に基本的な考え方の記載があるので説明したい。「国は責任をもって除染を推進する」とあり、国の責任を明記している。
- ・ 具体的には、財政措置・機器の整備運用・人材育成・専門家派遣等の措置に取り組む。また、効果的な除染方法などの技術情報を提供していく。
- ・ 除染の結果発生した汚染された土壌等の処理についても、国が責任をもって対応することを明記している。
- ・ 具体的な地域別の対応が資料3ページ目の下の段落に記載されている。年間の被ばく線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある計画的避難区域及び現在の警戒区域については、線量が高く住民が避難されていることから、国が主体的に除染を実施する。
- ・ 年間の被ばく線量が1ミリシーベルト以上20ミリシーベルト未満の区域は、区域内に住民が居住しており、迅速な除染を進めるうえで住民の協力が非常に効果的であることから、市町村において除染計画をつくっていただき、地域の実情にあった計画に基づき、国がバックアップをしていくという形をとらせていただ

きたい。

- ・ 今後の目標が資料1ページ目の下の部分に記載されている。年間の被ばく線量が20ミリシーベルトを超える地域については、当該地域の段階的な縮小を目指し、20ミリシーベルトを超えない地域については、1ミリシーベルト以下に低減させることを目標とする。
- ・ 当面2年間の目標としては、資料2ページ目に記載があるが、推定年間被ばく線量を50%減少させることを目標とする。さらに、子供の生活圏については、推定年間被ばく線量60%の減少を目指すことを明記している。
- ・ 今国会で特措法の審議が行われている。特措法は成立しても施行まで一定の期間が必要である。今回の基本方針は当面の緊急の実施のためのものであり、特措法の施行後は特措法に基づき除染が進められる。
- ・ 今週細野大臣が来福し、現地で除染推進チームが発足した。各市町村とも十分意志疎通を図りながら除染の実施を精力的に進めていきたい。

松本副知事

- ・ 予定した議題は以上だが、口頭での報告等があればお願いしたい。

原子力安全保安院次長

- ・ 警戒区域への住民の一時立入について、5月10日からスタートし、8月20日までに19,296世帯、32,547名が立入を行った。概ね一巡したものと考えている。本日から、3km圏内の住民の一時立入が始まり、本日はおよそ90世帯が一時立入の予定である。

松本副知事

- ・ 2つほど話をさせていただきたい。
- ・ 昨日本県の肉牛の出荷停止が解除され、正常化に向けてようやく入り口にたつたところである。今後の対応について、落ち込んだ肉牛の消費の拡大をどうしていくかというのが大きな課題である。また、畜産農家が非常に厳しい状況であるため、きめ細かな経営支援、特に県が用意している各種支援制度の活用についても十分に留意していく必要がある。また、三点目は、生産者も消費者も全頭検査が最終的に目標なので、国の制度として全頭検査が構築されるよう引き続き強く求めて行くことはもちろん、県としても全頭検査に向けてできることはすべてやるということが肝要。速やかな対策を実施するようお願いしたい。
- ・ 農産物の消費拡大について、知事以下、東京や関西圏に売り込みをしており、効果も現れてきているが、消費の量からすると、県内で消費する量が非常に多い。これから秋の収穫期を迎え、県内での消費拡大が大きな力となる。これまでの県外での取り組みに加え、県内での地産地消拡大の運動を展開していく必要がある。部局横断での取り組みをお願いしたい。

※ 次回の本部員会議は、8月29日（月）午前10時から開催する。

第211回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

1 日 時：平成23年8月29日（月）10：10～10：21

2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室

3 内 容：

（1）平成23年7月新潟・福島豪雨による農林水産関係被害の状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 合計で101億1122万9千円の被害。
- ・ 内容として農業被害で若干、農地等の被害で2億円ほど被害金額が増加している。
- ・ 林業、治山関係では精査の結果若干被害金額が減少している。
- ・ 差し引きで1億2800万増加している。被害状況が確定したのでこれを基本として災害復旧等の取り組みを進めていきたい。

（2）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

平成23年8月29日8時現在、最小値が南会津合同庁舎及び下郷町役場の $0.07 \mu\text{Sv/h}$ 、最大値が飯館村長泥コミュニティセンターの $8.70 \mu\text{Sv/h}$ となっており、概ね横ばい又は減少傾向を示している。

（3）「ワンストップ相談窓口」の利用状況について

原子力安全・保安院：別紙資料により説明

8月21日～8月27日の相談件数は850件。主な問い合わせ内容は以下のとおり。

- ・ 福島の桃、米、野菜を食べても大丈夫か。これについては測定値が基準値以下であれば大丈夫と回答している。
- ・ 県民健康管理調査について、調査票はいつ発送されるのか。これについては26日以降順次発送していると回答している。
- ・ 早く除染を実施してほしい。
- ・ 警戒区域の住民から、いつ帰れるのか。これについてはステップ2終了後検討していくと回答している。
- ・ がれき等の一時保管を自治体ではなく国が責任を持って行うべき。
- ・ 特定避難勧奨地点に関して、自分のところも調べてほしい。
- ・ 3km圏内の国有化や、中間貯蔵施設について報道されたことに関して。

（4）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 8月28日の相談は4件で、前日より19件減少した。
- ・ りんごの出荷や検査等について問い合わせあり。また、先週末に米の検査を実施・公表しているがそれに関しての問い合わせや、稲葉の飼養についての問い合わせもきている。

(5) 「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

事務局：別紙資料により説明

8月28日の相談は11件。主な問い合わせ内容は以下のとおり。

- ・ 自主避難している人から、賠償等についてどうなるのか。
- ・ 賠償金の支払い等のスケジュールについて。これについては明日30日に東京電力から具体的なスケジュールが示されると回答している。

(6) 経営・金融・労働の相談状況について

商工労働部長：別紙資料により説明

- ・ 8月22日～8月26日で33件。
- ・ 経営については、浜通りの結婚式場から、震災によって売上げが減少したことに対する今後の事業再構築についての相談。
- ・ 金融については、制度資金に関する融資要件について。
- ・ 労働問題について、雇用保険の受給期間がそれぞれ終了するので、その後の生活資金や就職相談について。

(7) がんばろう福島企業！産業復旧・復興事業について

商工労働部長：別紙資料により説明

- ・ 第3回目の被災者、求職者向けの合同企業説明会が9月5日から12日まで県内の4会場で開催される。
- ・ 県の緊急雇用創出基金事業で企業に採用をお願いしている。採択された事業所96社462人の求人。このうち、合同企業説明会に出展の申込みがあった事業所で行っていただく。
- ・ 合わせて、就職相談コーナーや絆づくり説明コーナーを開いて、雇用についての支援を行っていきたい。

松本副知事：

各会場の出展事業所について主なところの紹介をお願いします。

商工労働部長：

若松会場では、新規創業のところがある。いわき会場では出展事業所が多く出ている。郡山会場では電気関係等。福島会場では小売、サービス、IT関連業など多種多様な業種が出ている。

松本副知事：

就労に関して具体的な条件等はあるのか。

商工労働部長：

条件は各企業で設定しているが、産業人材育成のため、働きながらスキルを高めたいというところもある。

松本副知事：

8月末を目途として避難所が閉鎖の方向への向かっているため、特に雇用に関しては重要になってくる。この事業に限らず、雇用の取り組みについてはしっかりと願います。

※ 明日は本部員会議を開催せず、次回は8月31日（水）、午前10時から開催する。